



Title	志賀直哉「范の犯罪」論：「無罪」の意味
Author(s)	黄, 如萍
Citation	阪大近代文学研究. 2008, 6, p. 19-33
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/92651
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

志賀直哉「范の犯罪」論

——「無罪」の意味——

黄如萍

一、問題の所在

志賀直哉は「范の犯罪」(『白樺』一九一三年十月)の成立事情に関して、「創作余談」、「范の犯罪」に就いて(『現代』一九三五年三月)などで、「支那人の奇術」から得た着想と「私の近い従弟」の自殺に憤慨する気持ちが執筆動機と述べている。従来の研究は、これらの後日談や志賀直哉の当時の日記、未定稿などを参照し、裁判官は志賀の分身^①、或いは范イコール志賀といった捉え方を前提に、作中の「無罪」判決を考察する傾向にある。

勿論、志賀の伝記的事実に依拠しない、作品の記述に即した読みが提示されなかったわけではない。例えば、范という人物に関する評価は大きく次の二つに分かれている^②。まず、須藤松雄は范の証言を重んじ、范は「自我貫徹」で、「自己の内面的真実に忠実」な人物と提示した^③。更にそれを受け継ぎ、宮越勉は范の「正直」さを第一に掲げ、「二右

顧左顧」を脱却して、「本統の生活」の入口に踏み込んだ「強い」范が誕生した」と指摘した。このような、范を「肯定的」に捉え、裁判官が「無罪」を下したのは、范の生き方、主張に共鳴、感動し「肯定的」に受け入れたためという見解が、従来の研究の主流となっている。

一方で、重松泰雄は、范の妻殺しの思いが一晚のうちにぼやけて来たという証言に着目し、「作者」の「信念自体の腰ぐだけ物語るもの」^④と指摘した。范の思考が「社会的責任能力の喪失」^⑤に該当するという山口直孝の指摘もある。これらは、范をむしろ「否定的」な視点で捉える論である。

以上のように、従来、范をもつばら「肯定的」に読むものと、「否定的」に読むもの、二様の評価が見られるが、いずれも范の人物評価ばかりが主軸となり、「無罪」の判決については当然のように受けとめられている。

しかし、この作品全編を通して登場する裁判官に着目し、「無罪」を下すに至るその心理変化の過程を語る小説だ、と

いう考え方もできるだろう⁽⁶⁾。范の行為が過失かどうかを追究するだけでなく、裁判官を論の中心に据えて、尋問の過程で裁判官が何を考えたのか、何故范に「無罪」という判断を下したのかという点にも焦点を当てるべきではないか。つまり、裁判官の下した「無罪」の判決自体の意味を考える必要があると思われるのだ。

座長、助手、范の三人は、范の妻殺しが「故殺」か否かが（分らない）と裁判官に告げたにもかかわらず、裁判官は「大体に於て嘘はなささうだ」と判断し、「何かしれぬ興奮」を感じ、「其場で「無罪」を下す。

仮に、「大体に於て嘘はなささうだ」という言葉そのままに、裁判官が范の証言を信用したとするならば、「興奮」しなくても冷静に「証拠不充分」でそのまま「無罪」を下せるはずである。果たして裁判官が「興奮」した状態で判決を下したことは何を意味し、最後に「無罪」という結論を提示した作者の意図とはどのようなものなのか。

本論では、「范の犯罪」を、志賀自身の言説などに頼らず、独立した作品として読むこととする。また、先行研究の多くに見られるような范一人の人物評価に留まらず、座長、助手、范の三者が語った証言を平等に扱い、裁判官と座長、助手との応答も合わせて考察し、裁判官の気持ちの変化を検討すること、本作品の主題を捉え直したい。

二、座長と助手の証言

先行諸論⁽⁷⁾は、座長と助手の証言から范を断罪することは不可能であり、范の証言にこそ重点がおかれるべきだとする。確かに、二人の証言は決定的な判決を下すには余りに曖昧だが、范の証言が出る前に、座長と助手がどのような情報を裁判官に与え、それがどのように「無罪」判決に結びついたかを考察する必要があるだろう。

座長の証言は、事件の客観的な情報、いわば外的な状況証拠を呈示している。「熟練の出来た者には、あれは左程六ヶしい芸ではありません」、「さういふ極く確な仮定がなければ、許して置ける演芸ではいけません」とは、裁判官が座長から得た情報である。それに対し、「今度のやうな出来事は過失としてもあり得ない出来事なのだな」、「お前は今度の出来事は故意の業と思つてゐるのだな？」という裁判官の質問からは、彼がこの事件を事故ではなく、「故意の業」と捉えている可能性が考えられる。

一方で座長は、「あれを演ずるにはいつも健全な、そして緊張した気分を持つて居なければならぬ」、「単に熟練とある直覺的な能力を利用してする芸ですもの」（傍線は論者による。以下同じ）と、それが「機械でする」ように常に安定しているものではなく、人間が行う限り、（人間的）な要素

に頼る芸であるとも証言している。人間だからついつかの間違ふこともあるし、人間だから感情的になつて故意に失敗することもあるというのである。

この座長の証言から、「故殺」の可能性があつても証明はできないという、事件解明の難しさを裁判官は考えたはずである。そのため、「それが故殺或ひは謀殺（謀殺とすればこれ程巧みな謀殺はないと裁判官は考へた）だといふ証拠は全くない」と裁判官は有罪の証拠の有無を検討するのである。つまり、表面的に座長の証言は「私には分らない」という形を取っているが、内実は演芸の（人間的）な要素を示し、范に「故殺」の可能性があつても証明できないものの、范の「故殺」した可能性が確かにあることを提示したのである。

次に検討すべきは助手の証言である。先行研究には、助手の証言は「范にプラスな発言」③との指摘があるが、直後の裁判官による范への尋問で「お前は妻をこれまで少しも愛したことはないのか？」や「どうして、それが不和になつたのだ」と質問する点から、裁判官は助手の証言を范に「プラス」のものとして受けとめたとはいひきれない。

当初助手は范とその妻を「素行は正しい」方だったと述べるが、反面「二人だけの関係になると何故か驚く程お互に惨酷になる」とも証言しており、このあたりから証言の内容が変わり始める。范の妻は、他の女のように別の旅芸人と逃げるような事は「決してありません」と断言され、肯定的な

陳述がなされる人物である。それに対して、范については、妻と喧嘩する際「抑へきれない怒り」が見られたことや「何処までも自分の我儘にしてい」たなどマイナス面が強調される。このことは、殺人の可能性を暗示していよう。また続いて、范がキリスト教を信じるようになった時、「寧ろ乱暴な自分の心をため直して了はうと考へてゐた」と明かし、范の「正しい」男という印象に、本来の乱暴さを付け加えている。

以上のように、助手は范にとつて不利な情報を裁判官に告げたのに対して、妻については「実際可哀さうな女」と同情する立場に立っている。しかし、同時に助手の「此事を申し上げるのは范の為に不利益になりさうで心配でもあります」、「恐らく誰でもさうなるだらう」という言葉からは、中立的であろうとする意志も読み取れる。

更に、「出来事のあつた瞬間」について、助手が「（殺したな）と思つたのに対して、「口上云ひの男」が（失策つた）と思つたのは、自分は「二人の平常の関係をよく知つてゐる所から、単純にさう思つたのかも知れない」と付け加え、「口上云ひ」の場合は「二人の平常の関係を余り知らない所から単純にさう思つたかも知れない」と証言する。助手は自分の判断が主観的過ぎると思われぬように、「口上云ひの男」という第三者の言葉も挙げたと考えられる。しかし、范に「此の一座に加はる前から附いてゐた」という助手に対して、「口上云ひの男」は、単に「三百人余りの観客」の一人であり、

裁判官にとつては助手の証言がより重要なものとして機能するだろう。結果として助手の証言は范にとつて不利益な情報を与えたのである。

以上のように、助手の証言は、妻との不和から殺意を抱いた范が被害に至ったという心証へ裁判官を導く働きを果たしたと言える。このことが、范の登場した際に、裁判官が范に妻との不仲を前提にした質問をした理由だろう。このように、座長の証言は証明こそできないものの范による「故殺」の可能性を、そして助手の証言が范にマイナスの印象を示したことはともに、裁判官に判決の大きな手がかりを与えている。しかし、范が登場すると、状況は逆転し、結局裁判官は范を無罪と決する。次章では何故裁判官が范に無罪を下したのかを考察する。

三、范の証言——「興奮」の機能——

三・一 他の志賀初期作品における「興奮」

范の証言の一つの特徴は、「興奮」という言葉が頻出することである。「興奮」という言葉が、范に加えて無罪を言い渡す際の裁判官にも用いられることから、「興奮」は本作を解明するためのキーワードだと考えられる。

「興奮」とは志賀が多用する言葉である。ここでは、まず、「興奮」という状態が志賀直哉の他の初期作品でどのよ

うに描かれてきたのかを検討する⁹⁾。あわせて、「興奮」という言葉と、類似した表現も検討することにする。

一九二二年九月発表「正義派」の原題は「興奮」であり¹⁰⁾、また、「興奮」という言葉が作中繰り返されることは、重要だろう。次の引用は監督と運転手との会話を聞いて、それは嘘だと三人の線路工夫たちが声をあげる場面である。

「そら使つてやがらあ！」と云ふ高い声がした。(略)

それを云つたのは眉間に小さな瘤のある先刻の線路工夫の一人であつた。工夫は或興奮と努力とを以つて、人だかりの視線から来る圧迫に堪へて、却つて寧ろ悪意のある微笑をさへ浮べて其の顔を高く人前にさらして居た。

「人だかりの視線から来る圧迫に堪へ」て、監督と運転手との警察への口裏合わせをあげたのである。

更に「興奮した調子で何か相談して居た前の三人の工夫が」「自ら証人に立ちたいと申し出て来た」、「年かざの男は一番興奮して来た。会社の仕事で食つてゐるには違ひない。然し悪い方は悪いのだ。(略) そんな事でおどかされる自分達ではないぞ」という行も見られる。「興奮」は、傍線部のように、工夫達が認識した「正義」——会社側の嘘を暴くことを貫こうとする気持ちに伴つて起こっている。つまり、自分が「正義」を貫こうとした時にあらわれる状態なのである¹¹⁾。

以上のことから、「興奮」とは単に感情が高ぶっている状

態だけではなく、自分が思っている（コト）が現実とぶつかる際に生じていることが分かる。彼らにとつてその思っている（コト）とは「正義」であり、（求めるもの）である。そして、自らの「正義」を貫こうとする気持ちに伴つて、「興奮」が引き起こされるのである。「興奮」はその「正義」を求めようとする気持ちとして機能していると言える。

一方、志賀の同時期の「犯罪」作品、「剃刀」（『白樺』一九一〇年六月）、「濁つた頭」（『白樺』一九一一年四月）には、「興奮」という言葉は直接には用いられていない。しかし、本作は犯罪作品であり、他の初期犯罪作品における「興奮」というコードを同時に考慮すべきである。これらの作品には、それぞれの主人公の状態に范の「興奮」によつて生じた状態との共通性が見られる。

「剃刀」における、疲れ切った剃刀の名人芳三郎の「荒々しい感情」によつて引き起こされた「段々忙しくなる」呼吸、そして「今はどうにもそれに打ち克つ事が出来なくなつた」という状態は、次に示す范の状態と似通っている。「范の犯罪」では、「今日の上ずつた興奮と弱々しく鋭くなつた神経とを出来るだけ鎮めなければならぬ」、「然し心まで食ひ込んでゐる疲労は幾ら落ちつかうとしてもそれを許しません」と語られている。いくら「落ちつかう」としても、「それは反つて意識的になる事から来る不自由さを腕に感ずるばかり」と、押さえられないのである。

右の表現と比べた時、芳三郎の「荒々しい感情」は、范の「興奮」に相当するだろう。そのような状態を引き起こしたのは、芳三郎が客に「五厘程もない」傷をつけてしまったからである。芳三郎には今まで「客の顔を傷つけた事のなかつた」剃刀の名人である、という自負がある。その名人像を保つことを、芳三郎は求めているのだ。「五厘程もない」傷をつけることは、今まで求めてきたものと反するため、パニックに陥り、「興奮」の状態を引き起こしたと考えられる。

更に、「濁つた頭」の津田は「ある山の温泉場」で「鋭い錐が気持よく台を貫す」のを見た途端、「もう凝つとして居られなくなりました。——けれども、其錐でお夏を殺さう……さう思つたわけではない」と述べ、「荒んだ無為な生活にある私にとつて鋭い光つた長い錐が厚い台をぶつり／＼と貫す——其感じ、さういふ痛快な感じのする生活に入りたい」（八）という気持ちが喚起される。「興奮」という直接的な言葉では語られていないが、「其日は朝から私は何となく興奮してゐました。（略）私は凝つとしてゐられない様な心持」、「前晩のやうに殺さうといふ考はもう浮べはしなかつたのです」という范の供述と、共通していると言える。

「錐」によつて「痛快な感じのする生活」への希求が呼び覚まされる。それは「錐」の鋭さが象徴的に自分の懂れる生活を連想させたのだと考えられないだろうか。「痛快な感じのする生活」は津田の（求めるもの）である。今のお夏と

の愛情のない生活は「荒んだ無為な生活」であり、津田の（求めるもの）ではない。そのため、「錐」を見て、「興奮」という状態が引き起こされたのである。

以上のように、范の「興奮」した状態と、「剃刀」と「濁った頭」における作中人物の状態には類似した部分が見られる。「剃刀」と「濁った頭」においては「興奮」を引き起こす要件は必ず作中人物の（求めるもの）と深く連関しており、「興奮」は（求めるもの）を喚起するものとして機能している。このような特徴は、以下のように、作中に繰り返される范の「興奮」にも見出せる。

三・二 范の「興奮」

范は妻殺しの前夜、「いつになく後まで興奮してみました。私は近頃自分に本統の生活がないといふ事を堪らなく苛々して居た時だったからです。（略）興奮した色々な考が浮んで来」、「中ぶらりんな、うじく」とした此生活が総て妻との関係から出て来」たと述べている。この「興奮」という状態は、明らかに、自身の求める「本統の生活」を手に入れられないことに起因している。したがって「何故殺して予はないのだ。殺した結果がどうならうとそれは今の問題ではない」と「本統の生活」のために具体的な方法を考え始めるのである。

そして、演芸当日も同様の状態があらわれる。「朝から私

は何となく興奮」し、「からだの疲労から来る、いやに弾力のない神経の鋭さがあります。私は凝つとしてゐられない様な心持」だったと述べ、「どうかしなければならぬ」といふ事を繰返し／＼考へ」たと語っている。なぜ「興奮」の状態に陥ったのかは明らかにされないが、その直後に「どうかしなければならぬ」とあることから、前晩と類似する現状を改変しようとする心持があると考えられる。

また、演芸の舞台に立った范は「今日此演芸を選んだ事の危険を感じ」る。そして范は「今日の上ずつた興奮と弱々しく鋭くなつた神経とを出来るだけ鎮めなければならぬ」ない状態になる。范は喧嘩以後、初めて妻と視線を合わせ、その視線がなにかを喚起したため、演芸の危険を感じたのだらう。そのなにかとは昨夜の喧嘩と関わりを持つのではないか。つまり、妻を見て生じた不快感によって、昨夜考えた「殺した結果がどうならうとそれは今の問題ではない」、「死ぬまで破らうとすればそれが俺の本統の生活といふものになるのだ」と、（求めるもの）のために生じる、妻に対する殺意が呼び覚まされたと考えられる¹²。妻との関係に自分の（求めるもの）、つまり「本統の生活」がないと思つていたことが再び喚起され、「興奮」したのである。

更に、妻殺害後に范は、「前晩殺すといふ事を考へた、それだけが果たして、あれを故殺と自身でも決める理由になるだらうか」と証言する。范は自分の行為を「故殺」として決

め付けることを疑い始め、段々、自分でも真相がわからなくなるとともに「急に興奮して来」、「もう疑つとしていられない程興奮して来たのです。愉快でならなくな」つたと証言する¹³。「自分ながら分らなくなつて来」たことは、范の認識の中で、「故殺」ではなく、偶然によつて妻との関係が清算され、求める「本統の生活」が手に入つたと考えうることであり、そのために「愉快」なまでの「興奮」が引き起こされたのである。

以上、「興奮」は何の理由もなく湧いてきたものではなく、常に「本統の生活」という〈求めるもの〉と深く関わっていることは明らかであろう¹⁴。「興奮」は基本的に〈求めるもの〉、いわば「本統の生活」を喚起するものとして機能している。しかし、「本統の生活」というものの内実が曖昧なものであるにもかかわらず、范は夫婦の問題を自分の生き方の問題に置き換えており、「本統の生活」への憧憬を何度も繰り返しているのである。

以上は范が裁判官に証言した内容である。尋問当初、裁判官は范に座長と助手を取り調べたことを告げた後、妻への愛情の有無や夫婦仲について質問をしている。この時点で助手が裁判官に証言した内容は范と妻二人の不仲についてのものであつたこと、そのため、裁判官がそのような質問をしたのだということを范は推測できるはずである。したがつて尋問の際、范は以上の情報を承知し証言していることを念頭に

置かなければならない。

范の証言には、先述した「本統の生活」という一つの方性が見出される他に、自分の弱さについての証言が何度も繰り返されている。例えば、「私が弱かつたからです。妻は若し私から離婚されれば、生きてはゐない」と、妻への同情心と同時に、自分の弱い性格を示す。また、范は「私は法律を恐れてそんな事を思つてゐたのではありません。私が只弱かつたからです」とも答えている。このように范は弱さのために、妻との関係を変えることができなかつたのであり、また妻との生活を続けていたのもまた弱い自分ゆえとする。

しかも、「赤児」は妻と妻の従兄との間にできた子であると考えたり、妻に「残酷な眼つきで只見」られていると感じ、自身を被害者と捉えたりもしている。一方、妻に裏切られても妻の立場を考慮する自身を「寛大」と規定し、妻に対する同情のため離婚しなかつたと自分の配慮を供述してもいる。

このように裁判の際、范は自身を弱い人間、被害者として強調する。自ら想定した「本統の生活」への希求と弱さのために身動きの取れない范のありようが裁判官によつて引き出される。このことによつて、たとえ自分と妻の「仲が悪」く、普段「烈しい口論を起」こそうが、妻に裏切られても妻のことを配慮し離婚できないという事情があるのだ、という正当化が読み取れるのである。

四、裁判官の尋問姿勢

四・一 范の証言における不審な点

従来の研究史では、裁判官が范の証言を額面通り受け止め、その証言を信じ、范に共感したとの肯定的な見方で論じられることが多かった。しかし、考えなければならぬのは、范が被告である以上、誠実に出来事の真実を証言する話者ではなく、むしろ無罪に向けて意図的に証言を操作する不誠実な話者である可能性を持つことだ¹⁵⁾。しかし裁判官は、范が告白した内容に「嘘はなささうだ」と言っている。これは何故だろうか。

まず、助手の証言と范の証言とは相互補完的に辻褄があるものではなく、齟齬が見られる点に着目する。范と妻の離婚について、助手の証言では、范は助手に「妻には離婚を要求する理由があつても、此方にはそれを要求する理由はない」と告げており、范の「我儘」な一面が示されたと言える。しかし前章で述べた通り、范は離婚しない理由を、妻への配慮として語っている。また、妻についても、助手は「実際可哀さうな女」と証言したのに対して、范は妻に「残酷な眼つきで」見られていると証言している。これらの齟齬から、范が無罪を得るために、被害者としての自分を作り上げたという可能性も考えられる。それにもかかわらず、裁判官はこれについて深く追究していない。

妻との関係について、范の陳述はあくまでも范の「想像」によるものであり、必ずしも確証があるとは言えない。妻との不和の原因とされる妻の不貞については、実際に夫婦の間で確認すらされていない。范が妻と従兄との間で生まれた子であるか否かについても確証がないにもかかわらず、既定の事実として認識している。

しかし、裁判官はこれについても深く追究していない。范が「本統の生活」や「誤りのない行為」という抽象的な言葉を使用して供述している場面でも、裁判官は当然だれでも理解できる内容であるかのように尋問を進め、その具体的な内容に対して追究する姿は示されない。

このことは、事件の状況を尋問する箇所にも通じる。范は、演芸中に妻の顔に「不思議な表情」を認めたことを語る。だが、妻の表情が変わったのは、むしろ妻が先に范の顔から何かを感じたために、「急に不思議な表情」、さらに「発作的に烈しい恐怖」があらわれたからではないだろうか。妻の表情を見た范は「眼まひがした」ままに、「力まかせに、殆ど暗闇を眼がけるやうに目的もなく、手のナイフを打ち込んで」しまう。范は「眼まひ」がしても、演芸をやめられず、そのまま、その時湧いてきた力に任せて打ち込んだという。ここに、范の「故殺」の可能性がほのめかされている。しかし、裁判官はその「故殺」の可能性について依然として追究しないかのように見える。

以上のように、范の証言には不審な点があるにもかかわらず、裁判官は何ら疑問を抱かなかったかのように見える。尋問を行う限り、「故殺或ひは謀殺だといふ証拠は全くない」と裁判官が考えているように、いうまでもなく過殺か故殺かの証拠を探すのが裁判の目的であろう。本作は裁判という形で構成されており、裁判官が被告を尋問する時、被告人の不審な点に全く気づかないということは考えにくい。審問という場においておそらく最も重視される証言内容の論理的整合性に対して、裁判官はあまりにも無頓着であるかのように見える。果たして裁判官は他の証言と范の証言との整合性や、范自身の証言の内容の真実味には、もはや興味を持っていないのであろうか。

四・二 裁判官の質問

裁判官が座長、助手に尋問した内容を見ると、この事件について証言者たちの判断を聞き出そうとしていることが分かる。例えば、裁判官は座長に「全体お前は何方だと考へるのだ」と聞き、助手に「全体お前はあの出来事についてはどう思ふ」と尋ねる。また、裁判官は范にも「故意でしたといふ意味か?」「お前は自分で過失と思へるやうになつたといふのか?」といった聞き方をしており、故意か否かという范の自発的な告白を引き出そうとしているのが分かる。

他にも、范から「故殺」だったという証言を導き出そうとする質問は繰り返される。例えば裁判官は范に「お前は妻をこれまで少しも愛したことはないのか?」と尋ねた。この質問から、だから殺したのではないかという裁判官の質問の意図が読み取れる。そして、「妻を殺さうと考へた事はなかつたか?」と問い、范が単に「其前に死ねばいいとよく思」ただけと答えると、裁判官は更に「其後にお前は妻を殺さうと考へた事はなかつたか?」と繰り返している。また、事件の前夜「妻を殺さうと考へた」という范の証言を受けて、裁判官は、事件前夜の喧嘩が「いつもより、それが烈しかつたのか」、続けて「起きてからは、二人は平常と変らなかつたか?」と問うている。裁判官が、喧嘩のために、范が妻を殺そうと思ひ立つた可能性を考えていることが窺える。

したがって先述したように、裁判官は一見范の証言における不審な点を追究していないようだが、その実、尋問中、裁判官は「故殺」の方に傾斜していることが読み取れる。

このように暗示的な質問をあえて繰り返すことは、裁判官が被告の証言を更に引き出し、故意に「有罪」へ導こうとしているためと考えられ、「故殺」だったと言わせるための誘導尋問だと言える。したがって、容疑者に自白させる一つの方法だと考えることもできる。実際、裁判官の思うような自白が、范に明確に殺意を告白させるという形（演芸の前晩、范が「何故殺してはしないのだ」と考えたことを告白し

ている)で導き出されている。范の妻への殺意に関する証言をみれば、裁判官の誘導尋問は有効に機能したと言えよう。したがって裁判官は范の証言と助手の証言との齟齬や、范の証言によって「故殺」の可能性がほめかされることなどの、范の証言における不審点をあえて追究しない姿勢を取っているのだと考えられる。

このように見てくると、次の引用に見られる裁判官の「和いだ顔つき」の意味合いは注目すべきであると思われる。

「其位なら、何故殺して了はないのだ。殺した結果がどうならうとそれは今の問題ではない。(略)破つても、破つても、破り切れないかも知れない。然し死ぬまで破らうとすればそれが俺の本統の生活といふものになるのだ。(略)／「お前はなぜ、妻から逃げて了はうとは思わなかつたらう？」／「貴方は私の望む結果からいへば、それで同じ事だらうと仰有るのですか？」／「さうだ」／「私にとつては大変な相違です」范はかういふと、裁判官の顔を見て黙つて了つた。裁判官は和いだ顔つきをして只首肯いて見せた。

裁判官の「和いだ顔つき」があらわれる前の范の証言は、演芸の前夜に生じた妻への殺意を語るものである。また、ここでは、妻の前から消えるという消極的な手段を取るのではなく、積極的に妻を抹消することが范の「本統の生活」にながるとも語られている。

したがって裁判官の顔にあらわれた「和いだ顔つき」は、今まで裁判官が范に自身が行つたことを証言させようとして、確かめたりした結果、范が妻殺害を望んでいたこと、つまり、范の「故殺」の確かな証拠を得たと感じた時に表れたのである。先行研究のように、「范の真情を理解し」⁽¹²⁾たというより、むしろ范自身の証言から、范の「有罪」を決定づける手がかりを得た「和いだ顔つき」だったと考えられる。以上のように、范の証言における不審点に対し、裁判官は関心を示していないのではなく、意識的に目をつぶり「故殺」と自白させるような尋問を行つたと言える。

五、判決の行方——「有罪」から「無罪」へ——

裁判官はいったん「故殺」との確証を得たと思われるが、范が演芸当日の状況を説明する場面を境に、范の答えは裁判官の予期しないものになってくる⁽¹³⁾。裁判官が受け取る范の証言の意味と、続けて范が述べる意味づけとの間には、ズレがある。そのズレのために、裁判官は范の行為が明確に「故殺」だと判定できなくなる。

とりわけ、范が妻殺害の直後の様子を語った場面から、証言内容が変化し始める。

「が、其のまま力まかせに、殆ど暗闇を眼がけるやうに、何もなく、手のナイフを打ち込んで了つたのです……」

裁判官は黙つて居た。「たうとう殺したと思ひました」

／＼「それはどういふのだ。故意でしたといふ意味か？」

／＼「さうです。故意でした事のやうな気が不意にしたのです」

ここまで、范は自分から「故殺」だと思ひ付けすることはしなかつたが、妻殺害直後の自分の行為に対し、意外にも「たうとう殺した」と断言する。范が「故殺」であることを認めるかのような証言をすると思定していなかつた裁判官は、「それはどういふのだ」と確認しなければならぬ。范の証言の展開は、裁判官に予期できぬものとなつてゐる。

これ以降、さらに事態は一転して意外な方向に展開していく。裁判官の「何処までも自分のした事を故意であると思つてゐたのだな？」という問いに対して、范はあつさりとしてそれを認めている。その上、范は「急に興奮」し、「愉快」でなくなつたといふ裁判官に語る。それに対して裁判官は范に「お前は自分で過失と思へるやうになつたといふのか？」と問ひかけてゐる。裁判官が范の喜びを、范の心情が自然に「故殺」から「過失と思へるやうになつた」ために生じたものと推測したためと考えられよう。しかし、范の答えは、それとも異なり、「さうは未だ思へません。只自分にも何方か全く分らなくなつたから」というものであり、裁判官にとつて全く予期せぬ答えであつたと考えられる。結局、范は「何方か分らない」という結論が「自分に正直でゐられる」ことであると

意味づけ、范は「過殺」か「故殺」、どちらも取らず、中を取つたやうな形、いわば決定的な解釈の保留へと行き着くことになつたのである。

このように、ある具体的な場面に對して一つの解釈を打ち出しつつも、裁判官がそれに対し判断を下すや否や今度は范がその判断に對してまた異なる証言をしている。范の証言は、常に揺れ動いており、一貫性を失つた。裁判官が范の証言を受け止め、范に對する認識、意味付けが固定された途端、范は再び自らの証言を翻し、裁判官の認識、意味付けを覆すのである。范の答えは、事件に白黒を付けたい裁判官にとつてあまりにどつちつかずで、扱いにくいものである。

しかし、裁判官はこのやうな范の証言に對して「大体に於て嘘はなささうだ」と判断している。なぜなら、范が變に小細工することなく揺れ動く心情を吐露したことによつて裁判官の心証を良くしたためである。裁判官にとつて証言の虚構性とは、范が証言した「自分を欺いて、過失と我を張る」といつた、「無罪」を得るために嘘をついたり無実を言い張つたりすることを意味している。揺れ動き、一貫性を失つてゐる証言の性質は、丁度范が自分の行為を「何方か全く分らなくなつた」と意味づけた箇所にも見られる。

この事件は衆人環視の中で起こり、故意か否か分らないため、范が最初から最後まで「過失と我を張る」ようにすれば、「無罪」が下されたはずである¹⁸。しかし、范は逆に

「何一つ客観的証拠のないといふ事が非常に心丈夫」と感じたり、「何故、あれを自身故殺と思ふのだらうか」と考えた。りした自分の記憶の脈絡を辿って陳述する。その上、かねてから妻に対して殺意を持っていた、など、自分に不利な証言をすることが、かえって范の「正直」さを裁判官に伝えることになったと考えられる。一方、范が自分に不利なことも正直に言っている、という心証を裁判官に与えておいて、しかし最終的には「何方か全く分らなくなつた」と翻すことで事件の瞬間の殺意の有無をややむやにしてしまう。それにより、裁判官の心証を良くし、自分に有利な判決（Ⅱ「無罪」）へ導こうとする范の作為性や意図を見ることが可能だろう。

しかし、裁判官は范の「過失と我を張るよりは、何方か分らないといつても、自分に正直であられる事の方が遙に強い」という証言に対し、「嘘はなささうだ」と、結局范の証言を「正直」な供述として受け入れたのである。そして、裁判官は范に「無罪」を下した。

裁判官は何かしれぬ興奮の自身に湧き上がるのを感じた。／彼は直ぐベンを取り上げた。そして其場で「無罪」と書いた。

確かに、范の証言には「凶行には何一つ客観的証拠がないため、裁判官は〈有罪〉だと判定できない限界がある。しかし、「無罪」だと裁判官が判断するならば、そのまま、「証拠不十分」という理由で「無罪」を下すのではなく、あえて

「興奮」した後に「無罪」を下したと描かれたのは何故なのか。

范の「興奮」と裁判官の「興奮」という言葉が表現として対応していると言える。繰り返しになるが、先行論でもそれが裁判官の范への共感を示すと捉えられ、定説化されてきた¹⁹⁾。ここで、裁判官の「興奮」のありようを検討する。

范を尋問する過程で、范の証言には「客観的証拠」がないため裁判官は限界を感じ、むしろ「無罪」を下すことが「正しい」と考えたと思われる。証拠がなければ〈有罪〉にできないという法的正義を遵守するのが裁判官の役割であり、求めるものだからである。

裁判官は、明確な証拠をつかんでいないわけではない。「大体に於て嘘はなささうだ」と、「大体」としているのも、具体的な「客観的証拠」がなく、「大体」としか言えないためである。だが、范の一見自分自身に不利な証言は、裁判官に范の正直さを確信させる。それと同時に「大体」「嘘はなささうだ」という断定できない物言いから、范に全幅の信頼を置いてはいないことが分かる。裁判官はこの証言に対し、不審に思う点がなくはないのであるが、「客観的証拠」がないために、「無罪」を下す（正しく判決を下す）べきだと考え、その結果「興奮」がわき上がるのである。

翻つてみれば、ここで裁判官が「興奮」したということは、実際裁判官にとつて、目の前の范の証言には依然不審な点が

残ったままであったことを示している。そのため、「興奮」したままに「無罪」を下した裁判官が、「正義派」の工夫たちと同様に、冷静になった後、「報はるべきものの報はれない不満」といった認識が生じ、自分の判断を疑うことにもなりかねないだろう。このように、「無罪」判決直前の「興奮」は、この裁判官の判断に議論の余地を生じさせるのである。

六、結論

本作では、事件について語る主体、つまり座長、助手、范が、聞き手の裁判官に対し、事件について一応の意味づけを与えている。しかし、以下に見るように、本文の詳細な分析を通して、異なる解釈が可能となる。座長や助手は、言葉の上では「故殺」か否か「分らない」と証言しているが、裁判官が両者から受け取った情報は言葉通りの「分らない」という意味づけのままではない。かえって范が「有罪」であるという方向へ裁判官を導くものだろう。結果、范の証言に對して、裁判官は完全に肯定することも否定することもできず、「嘘はなさうだ」と曖昧な判断を下し、「興奮」したまま「無罪」と意味づけるのだ。しかし、「興奮」という言葉が用いられることによって、依然不審な点が残ったままとなる。つまり、「無罪」の判決に対する議論の余地が生じてくるのである。

裁判の際、范が妻との関係で自分こそ被害者であることを繰り返す述べた様子などから、正当化という要素を見出すことができる。また、范の証言には、助手の証言との齟齬など、不審な点も読み取れ、范が自分に不利な内容をも正直に証言する人物であるとの心証を裁判官に与え、自分に有利な判決（Ⅱ「無罪」）へ導いた可能性も否定できない。

このように、言葉の表層が指し示す意味通りに受け取ることができるか否かという疑問をはらむ点、座長、助手、范、裁判官の四人には共通している。つまり、彼らの言葉を額面通りに理解してよいとは限らないという点に一篇の主題が託されていたと見ることができると考える。

注

- (1) 宮越勉「青春の熱狂——尾道行前後——」『《文芸研究》第四十三号、一九八〇年三月、後に『志賀直哉——青春の構図——』一九九一年四月、武蔵野書房に収録された
- (2) 宮越勉「志賀直哉『范の犯罪』とその周辺——「右顧左顧」からの脱却——」『明治大学文芸研究会』第八十二号、一九九九年九月）がそれについて詳細に要約しているが、論者はそれを踏まえた上でまとめている。
- (3) 『志賀直哉研究』（一九七七年五月、明治書院）
- (4) 『范の犯罪』解説『《近代文学論集》第七号、一九八一年十一月）

(5)「志賀直哉『范の犯罪』論——范の形象と舞台設定とをめぐって」『日本近代文学』第五十一集、一九九四年十月

(6)この着眼点は「裁判官は志賀の分身」(前掲注1論文)という論点と関わっているように考えられるが、裁判官イコール志賀と捉えると、裁判官の「無罪」判決は単に志賀の「近い従弟」の自殺に対する憤慨の現れになるのである。

(7)永井善久「城の崎にて」における〈共感の共同体〉——アレゴリーとしての「范の犯罪」——『文学研究論集』第十一号、一九九九年九月、滝藤満義「志賀直哉初期犯罪小説——他者の行方Ⅱ」『千葉大学人文研究』第三十二号、二〇〇三年三月。後に『小説の近代——「私」の行方』(二〇〇四年十月、おうふう社)に収録された。

(8)千種・キムラースティーン『范の犯罪』(志賀直哉)と性の政治——『男性作家を読むフェミニズム批評の成熟へ』一九九四年九月、新曜社

(9)他の志賀直哉の初期作品にも「興奮」という言葉が見られるがここでは紙幅の関係上、「犯罪」作品群において、范の「興奮」と同様なモチーフで表現されている作品か、或いは、「興奮」が繰り返されているものを取り上げた。

(10)日記に題名の変化(「興奮」(一九二二年五月二日)↓「線路工夫」(一九二二年五月十七日)↓「正義派」(一九二二年五月二十八日)が記されている。

(11)「正義」の代償としての「解雇」は、当初工夫達の念頭にな

い。後に「報はるべきものの報はれない不満」といった認識も出てくるが、ここで論者が強調したいのは、その瞬間工夫達が正義を守ろうとすることへの代償を考慮していない点である。

(12)この点について小林幸夫は「志賀直哉を読む 第四回『范の犯罪』『月刊国語教育』一九九七年九月、東京法令出版、後に「范の犯罪」——法を超える「正直」『認知への想像力・志賀直哉論』(二〇〇四年三月、双文社)に新たに書き下ろした上で収録された、「眼を見合せた」ことによつて、「前晩」の「争ひ」の気分と再び繋がった」という指摘をしているが、前夜の何と繋がると見るのが本論と異なる。

(13)この范の「興奮」は、前述した「正義派」における工夫達が正義を果たした後に、「何か知れぬ一種の愉快な興奮が互の心に通ひ合つてゐるのを感じた」という部分の「興奮」と似通う。

(14)伊藤佐枝(「無力であることへの予感、無為であることへの嫌悪——志賀直哉初期作品と『何かをすること』」『論樹』第十七巻、二〇〇三年十二月)は、范の「興奮」について「自分以下」たらしめられている状態を「興奮」の助けて、脱却し「本統」の自分に同一化しようとしている」と指摘した点が、本論と異なっている。

(15)山口直孝(前掲注6論文)に「范」の告白は、説得を意図して組織されたものであるという見方も可能」との指摘がある。

(16)須藤松雄注3前掲書

(17)第四章で、裁判官は明らかに「故殺」の判断へ進めようと誘

導尋問を行っていると考えられる。しかし、妻に対して殺意を持っていたという范の証言を引き出しただけで、「故殺」だという明確な情報を裁判官に伝えてはいないのである。

(18) 須藤松雄は本作について「抽象的な法廷」『志賀直哉の文学』一九六三年三月、桜風社）であると指摘している。つまり、現行の法律に沿って成立した裁判ではなく、法廷や法的な組織の象徴でもある裁判官を通して、被告が殺意を認めれば〈有罪〉、認めなければ「無罪」という抽象的な法廷の設定だと見ているのである。

(19) 須藤松雄注3前掲書、宮越勉前掲注2論文。確かに、「興奮」という言葉だけに注目するならば、范の「興奮」と対応しており、共感・感動だと解釈できる。しかし、「興奮」という用語だけに注目するのではなく、「興奮」という言葉を使用する前後の文脈も考慮に入れなければならない。

【付記】 志賀直哉作品の引用は、凡て『志賀直哉全集』（一九九八年十二月〜二〇〇一年三月、岩波書店）に拠った。

(こ)う・じよへい／国立高雄餐旅学院助理教授)